

平成26年度 公の施設の指定管理者監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会（四日市市母子・父子福祉センター）
こども未来部こども保健福祉課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成27年1月20日
- 4 監査結果報告 平成27年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

| | |
|--|---|
| <p>(1) 協定書に基づく業務の履行について ア 施設の利用許可の手続きについて、施設の目的に合った利用かどうか検討すべき事例が見受けられた。目的外使用であれば、基本協定書第11条第1項第1号に基づく手続きを行うこと。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 施設利用許可について、目的外使用の場合は、基本協定書第11条第1項第1号に基づく手続きを行っていく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 施設利用許可について、目的外使用の場合は、基本協定書第11条第1項第1号に基づく手続きを行った。</p> |
| <p>イ 仕様書の事業の実施に関する項目において、母子寡婦福祉会支援と自立の促進が掲げられている。実質的な自立を目指すため、その支援のあり方や自立の目標を明確にすること。【要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 事業計画に支援項目を明示し、母子寡婦福祉会が主体的に事業を実施できる項目を年次的に増やしていく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 事業計画に母子寡婦福祉会が主体的に事業を実施できるよう支援していく項目として、四日市母子寡婦福祉大会の自主運営に向けての支援を明示した。</p> |
| <p>(2) 事業計画書、事業報告書について ア 事業計画書について、パソコン講座を除いては具体的な内容が記載されていない。事業内容、収支予算を具体的に記載するよう改めること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 事業計画書に、事業内容や収支予算の具体的な内容を記載していく。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 事業計画書に、事業内容や収支予算の具体的な内容を記載した。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>イ 事業報告書には、事業報告や収支決算、利用者アンケートの結果が記載されていたが、職員の研修計画に対する実績報告は記載がなかった。事業計画と実績が突合できる事業報告書となるよう改めること。 【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 事業計画と実績が突合できるように、事業報告書に職員の研修実績報告を記載していく。</p> |
| <p>(3) 物品管理について 物品等について、貸与備品と指定管理者所有のものを区分するため、見やすい場所に所有者の表示をすること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 事業計画と実績が突合できるように、事業報告書に職員の研修実績報告を記載した。</p> |
| <p>(4) 利用者数について 過去3年間の状況において、講座・サークルの活動回数は増えているものの、相談件数や利用者数は減少傾向にある。相談しやすい環境づくりなど利用しやすくなるよう工夫すること。また、PRをさらに充実させ、利用者の増加に向けた取り組みに努めること。【要望事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 物品等の貸与備品と指定管理者所有の区分について、見やすい場所に所有者の表示を行い区分が分かるようにした。</p> |
| <p>(5) 相談業務について 相談者に対応するためには、相談員は母子福祉等に係る経験や専門性を有していることが必要である。研修を充実させて、相談員の能力向上を図り、母子・父子福祉センターの質の向上につなげること。【改善事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 相談室内のレイアウトを工夫するなど相談しやすい環境整備に努めていく。また、当協議会広報紙等を活用したPRの拡充に努めていく。</p> |
| <p>【こども保健福祉課】 (1) 協定書・仕様書について ア 仕様書の施設・設備等に関する保守管理において、施設修繕についての明確な記載がなかった。協定書・仕様書の内容に不備がないか、業務内容が明確になっているかなど、内容を精査すること。【改善事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 相談室内のレイアウトを工夫するなど相談しやすい環境整備に努めるとともに、自立支援のための技能習得講座を新設した。また、当協議会広報紙等を活用したPRの拡充に努めた。</p> |
| <p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 従来の外部研修参加等に加えて、こども未来部こども保健福祉課の指導を得て定期的に研修会を行い、相談員の能力向上に努めていく。</p> | <p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 従来の外部研修参加等に加えて、こども未来部こども保健福祉課の指導を得て毎月2回ひとり親家庭支援に関する研修会を行い、相談員の能力向上に努めた。</p> |
| <p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 協定書・仕様書の内容を精査し、年度協定において仕様書に施設修繕について明確に記載した。</p> | |

| | |
|---|--|
| イ 基本協定書第25条（備品等の貸与）に基づく管理物件一覧表において、協定締結の数年後に数量の修正や廃棄済みの表示を原本に加筆していた事例が見受けられた。適切な書類の保存を行うこと。また、協定締結以後の貸与備品の変動については、履歴を残すとともに更新した管理物件一覧表を年度協定書に添付し、貸与備品の管理を徹底すること。 【改善事項】 | 【 継続努力 】 平成27年 9月30日 管理物件一覧表については、協定締結以後の貸与備品の変動について履歴を残すなど、適切な書類の管理・保存を行っていく。年度協定書には更新した管理物件一覧表を添付した。 |
| | 【 措置済 】 平成28年 3月31日 管理物件一覧表については、協定締結以後の貸与備品の変動について履歴を残すなど、適切な書類の管理・保存を行った。年度協定書には更新した管理物件一覧表を添付した。 |
| (2) 委託業務の履行確認について ア 仕様書において、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことができるものとする記載されているが、各種帳簿等の実査がされていなかった。協定書・仕様書に基づき実査マニュアルやチェックリストを作成し、毎月の業務報告書や支出の内容等について実査を行い、その記録を文書にして残すこと。 【改善事項】 | 【 継続努力 】 平成27年 9月30日 協定書・仕様書に基づき実査マニュアル・チェックリストを作成し、毎月の業務報告書や支出の内容等について実査を行い、結果を文書記録していく。 |
| | 【 継続努力 】 平成28年 3月31日 来年度を目途に協定書・仕様書に基づく実査マニュアル・チェックリストを作成し、毎月の業務報告書や支出の内容等について行っている実査の結果を文書記録していく。 |
| イ 基本協定書第25条（備品等の貸与）に基づく貸与備品の実査は行われていたが、指定管理者立会いの下、実査を行い、実査記録には指定管理者立会者の氏名・押印したものを記録として残すこと。 【改善事項】 | 【 継続努力 】 平成27年 9月30日 貸与備品の実査を指定管理者立会いで行い、立会者の氏名・押印による実査記録を残していく。 |
| | 【 措置済 】 平成28年 3月31日 貸与備品の実査を指定管理者立会いで行い、立会者の氏名・押印による実査記録を残した。 |
| (3) 指定管理者への指導監督について ア 指定管理業務が協定書や事業計画に基づいて行われているか、定期的に月次報告書等について書面と現場での確認を行うこと。また、不定期に業務の実施状況を実査確認しモニタリングを強化すること。 【改善事項】 | 【 継続努力 】 平成27年 9月30日 業務が協定書や事業計画に基づいているか、月次報告書等に関して書面と現場の確認を定期的に行っていく。また、実施状況の実査確認を不定期に行ないモニタリングを強化していく。 |
| | 【 措置済 】 平成28年 3月31日 業務が協定書や事業計画に基づいているか、月次報告書等に関して書面と現場の確認を定期的に行った。また、実施状況の実査確認を不定期に行ないモニタリングを強化した。 |

| | |
|--|--|
| イ 基本協定書第49条（連絡調整会議の設置及び運営）に基づく連絡調整会議の記録が残されていない事例が見受けられた。指定管理者に対して行った指導や打ち合わせの記録を文書にして残すこと。【改善事項】 | 【 継続努力 】 平成27年 9月30日 基本協定書第49条に基づく連絡調整会議について、打ち合わせ・指導等の文書記録を残していく。 |
| | 【 継続努力 】 平成28年 3月31日 基本協定書第49条に基づく連絡調整会議について、打ち合わせ・指導内容を会議記録として文書にして残していくこととする。 |
| (4) 相談窓口について 利用者にとって、母子・父子福祉センターと家庭児童相談室のどちらに相談すべきなのかがわかりにくい。それぞれの役割分担を整理し、協定書・仕様書の内容を見直すこと。その上で、案内表示などを改良し、利用者にとってわかりやすい相談窓口とすること。【改善事項】 | 【 継続努力 】 平成27年 9月30日 母子・父子福祉センターと家庭児童相談室の役割分担を整理し、年度協定書・仕様書に反映していく。また、利用者に分かりやすい相談窓口とするため案内表示などを改良していく。 |
| | 【 措置済 】 平成28年 3月31日 母子・父子福祉センターと家庭児童相談室の役割分担を整理し、年度協定書・仕様書に反映した。また、利用者に分かりやすい相談窓口とするため案内表示などを改良した。 |